

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年6月25日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

住 所 大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 フレスポ御所野

所在地 秋田市御所野元町一丁目1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号

ピップビル

変更後 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 令和8年5月11日

イ 令和8年6月22日および令和6年7月1日

(5) 変更理由

ア 住所変更のため

イ 小売業者の名称、代表者および住所の変更のため

2 届出年月日

令和8年6月22日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年6月25日から同年10月26日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由